

市立豊中病院 令和5年度の状況報告について

1. 10月期収支状況

税込(「(5)純利益」を除く)、主要なもののみを記載(単位:百万円)

(1) 病院事業収益		(2) 病院事業費用	
医業収益	11,248	医業費用	11,215
入院収益	7,398	給与費	5,065
外来収益	3,457	材料費	3,708
その他医業収益	393	薬品費	2,575
医業外収益	1,027	診療材料費	1,122
他会計負担金・補助金	495	経費	1,810
国・府補助金	213	光熱水費	226
長期前受金戻入	241	賃借料	129
その他医業外収益	78	委託料	1,049
		減価償却費	595
		資産減耗費	0
		医業外費用	98
		支払利息等	53
		その他雑損失等	45
(3) 差引額((1)-(2))			962
(4) 消費税関係			467
(5) 純利益(税抜)((3)+(4))			1,429

税抜、(単位:百万円)

R5年度10月期想定執行額	
(6) 収益	272
一般会計繰入金	138
国・府補助金	45
長期前受金戻入益	40
その他	49
(7) 費用	2,226
減価償却費	99
雑損失(控除対象外消費税)	509
期末勤勉手当	744
未払金	552
その他	322
(8) 想定純利益(税抜) ((5)+(6)-(7))	△525

2. 新設診療科等における取り組み

形成外科

眼瞼下垂や顔面骨骨折(眼窩底骨折、頬骨骨折等)に対する観血的整復固定術の他、院内の診療科との連携により、乳房再建術や頭頸部再建術、リンパ浮腫に対する手術等を実施しています。

その他、入院患者に対する褥瘡や難治性皮膚潰瘍に対して、局所陰圧閉鎖療法や手術療法も行っています。

形成外科の新設については、「病院だより(全戸配布)」での特集記事やホームページの他、地域の医療機関の皆様向けの冊子等で周知を行っています。



がんゲノム医療センター

現在当院のがん診療の中で行っているゲノム医療を所管する部門として、がんゲノム医療センターが新設されました。

標準治療がなくなった患者さんのがん組織や血液の百～数百の遺伝子を同時に調べ、遺伝子の変化に対して効果が期待できる薬剤がないかを調べていくのが「がんゲノム医療」です。当院は2021年にがんゲノム医療連携病院に指定され、保険診療でがんゲノム医療が受けられるようになり、これまでの約2年間で、80人余りに検査を実施し、7人が治療に結びつきました。

3. 紹介患者に対する医療の提供

地域医療支援病院の役割として、紹介患者に対する医療の提供を推進しています。
(かかりつけ医等への逆紹介も含む)

・紹介患者数・逆紹介患者数

→ いずれも増加傾向

(上半期・前年同時期比…約110%)

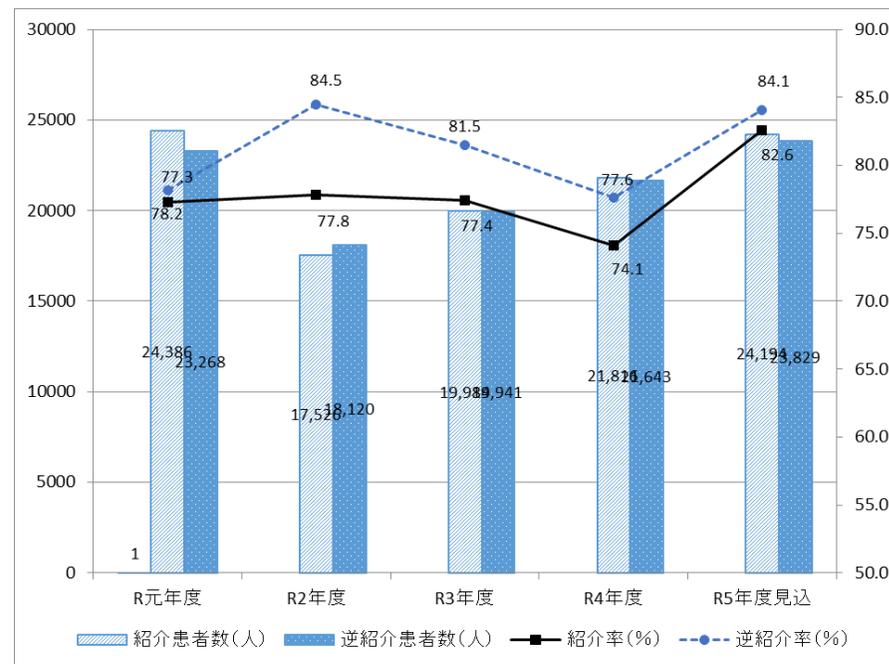
※令和元年度と同等の水準

・紹介率・逆紹介率

→紹介率:82.6% 逆紹介率:84.1%

※診療科部長・紹介受付担当職員や、退院支援担当職員による地域医療機関訪問等により、紹介・逆紹介患者数の増を図っている。

	R5年度累計 (9月末)	前年 同時期比	R5年度 見込
紹介患者数(人)	12,371	1.109	24,194
逆紹介患者数(人)	11,829	1.101	23,829
紹介率(%)	82.6	1.183	82.6
逆紹介率(%)	84.1	1.184	84.1



4. 新設患者総合支援部における取組み

多職種・多部門と連携した医療サービスへの取組み

昨年度まで（療養サポートセンター）



看護師のみ



- ・入院・治療に対する受け止め方の確認
- ・生活背景の聞き取り
- ・療養上のリスクアセスメント
- ・退院困難な要件の抽出
- ・薬剤アレルギー、食物アレルギーその他アレルギーの聞き取り
- ・入院生活、病棟設備の説明
- ・持参物品の説明



地域の支援者



情報共有

- ・患者情報を入院前に把握し早期に着手
- ・院内外の専門職種と連携し退院後も含めてサポート

今年度（患者支援室の設置）

役割分担を明確にして専門性を発揮

薬剤師



- ・薬剤アレルギーの聞き取り
- ・中止薬の確認
- ・かかりつけ薬局との連携
- ・持参薬鑑別

認知症ケア・せん妄予防チーム



事務



入院の案内

皮膚・排泄認定看護師



褥瘡予防

看護師
助産師



- ・入院・治療に対する受け止め方の確認
- ・生活背景の聞き取り
- ・療養上のリスクアセスメント
- ・退院困難な要件の抽出
- ・入院生活、病棟設備の説明
- ・持参物品の説明
- ・入院病棟、地域の支援者への情報伝達



管理栄養士



- ・食物アレルギーの聞き取り
- ・摂取しやすい食種選択

5. 医師の働き方改革について(特定労務管理対象機関指定申請に関する状況)

- 令和5年8月24日
 - 医療機関勤務環境評価センターより評価結果通知書を受領
 - 内容 → 「医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる」との評価
- 令和5年10月31日
 - 大阪府に特定労務管理対象機関指定申請を提出
 - 内容 → 特定地域医療提供機関(B水準)及び技能向上集中研修機関(C-1水準)について指定申請書を提出
- 今後の流れ

令和6年2月頃(予定) 特定労務管理対象機関指定通知・公示

項目	評価受審	特定労務管理対象機関の指定申請
8月	8/24 評価結果受領	・8/1 第2期 申請開始
9月		
10月		10/31 指定申請書提出
11月		・11/20 第2期 申請締切
12月		
1月		
2月		・第2期 指定通知 2/● 指定通知受領(予定)
3月		
医師の時間外労働時間 上限規制 開始		